

令和8年6月吉日

保護者各位

岡崎市立広幡小学校
校長 内田 雅之

暴風・暴風雪・特別警報発表時ならびに 地震発生時・南海トラフ地震に関する情報が発表された場合の 児童の登下校について

初夏の候、皆様にはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は本校の教育活動に対して御理解、御協力を賜りありがとうございます。

さて、子供たちの安全確保のため、標題のような気象状況や自然災害の恐れがある場合には、下記のように対応し、いずれの場合も学校より「広小メール」でお知らせいたします。児童の引き渡しが必要な場合は、訓練で実施しているとおおり、学校までなるべく早くお迎えに来ていただくよう、御協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 「暴風警報」「暴風雪警報」が発令された場合

(1) 登校前に、岡崎市に暴風警報・暴風雪警報が発令されている場合

- ① 午前6時までに警報が解除された場合は、平常通り午前8時から授業を行います。
- ② 午前11時までに警報が解除された場合は、午後1時から授業を始めます。この場合、通学班の集合時刻は、通常より5時間遅らせた時刻とします。
- ③ 午前11時以降、警報が継続されている場合は、臨時休業とし、授業を行いません。

※ 上記①②の場合でも、道路の冠水、河川の増水、積雪等により登校が困難なときは、児童は登校する必要はありません。

(2) 登校後に、岡崎市に暴風警報・暴風雪警報が発令された場合

- ① 気象・通学路の状況等から児童を安全に帰宅させることができると判断したときは、授業を中止して速やかに下校させます。
- ② 通学路が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、当該児童の安全を校内において確保します。必要があれば、保護者への迎え等を依頼します。

2 「特別警報」が発令された場合

(1) 登校前に、岡崎市に特別警報が発令されている場合

- ① 児童は登校しません。
- ② 学校は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童が安全に登校させようと判断できるまでは登校させません。

(2) 登校後に、岡崎市に特別警報が発令された場合

- ① 児童の生命及び安全確保のため、学校に留め置きます。
- ② 学校は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童が安全に下校させようと判断できるまでは下校させません。

3 「暴風警報」「暴風雪警報」及び「特別警報」が発令されていないが、大雨等異常気象により児童の安全確保に困難が予想される場合

- ① 学校は、発表される注意報・警報等の気象情報を把握し、気象・通学路の状況等を判断し、休業や授業の中止を決定します。
- ② 各居住地区や通学路の災害状況等により、安全に登校できないと認める場合には、当該児童を自宅待機とし、登校させません。
- ③ 学校周辺や各居住地域、通学路の災害状況により帰宅が困難と認める場合には、当該児童を学校に留め置き、必要に応じて保護者への迎え等を依頼します。
- ④ 登校が困難と保護者が判断した場合には、学校へ連絡のうえ、登校を見合わせます。

4 防災気象情報「大雨・河川氾濫・土砂災害・高潮」について

令和8年5月下旬から、以下のように新たな防災気象情報が運用されています。

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル 1	早期注意情報			

(気象庁 web サイトより)

- (1) 警戒レベル5相当「(大雨・河川氾濫・土砂災害・高潮) 特別警報」が発令された場合
 - ① 登校前に、特別警報が発令された場合は、登校しません。
 - ② 登校後に、特別警報が発令された場合は、児童の生命及び安全を確保するため、学校にとどまり、校内の高い場所または崖から離れた安全な場所で待機します。
 ※ 特別警報発令中は、児童は基本的に学校にとどまります。保護者のお迎えについては、学校メールにてお知らせします。
- (2) 警戒レベル4相当「(大雨・河川氾濫・土砂災害・高潮) 危険警報」が発令された場合
 - ① 登校前に、危険警報が発令された場合は、登校しません。
 - ② 登校後に、危険警報が発令された場合は、学校にとどまり、校内の安全な場所で待機します。
- (3) 警戒レベル3相当「(大雨・河川氾濫・土砂災害・高潮) 警報」が発令された場合
 - ① 平常登校、平常授業となります。
 ※ 学校周辺の災害状況により臨時休業となる場合は、学校メールでお知らせします。

5 地震発生時及び南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応について

- (1) 事前に情報がない状態で地震が発生した場合
 - ① 登校前に震度5弱以上の地震が発生した場合、臨時休校とします。
 - ② 登校後に震度5弱以上の地震が発生した場合、授業を中止し、家の人に迎えに来ていただき、帰宅します。
 - ・児童は担任が引き渡しをします。
 - ・引き渡す相手は、原則として保護者または家族の方としますが、保護者自身の被災等やむを得ない場合に限り、他児童の保護者等も可とします。
 ※ 日頃から近所の方と打ち合わせをされることをお勧めします。
 - ・引渡しが済んでいない児童は、運動場または校舎内にて待機させます。
 ※児童のみで帰宅させることはありません。遅くなっても必ず迎えにきてください。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)(巨大地震注意)が発表された場合
 - ① 原則として、通常通りの教育活動を行います。
 - ② 校外学習については、発表後に出発する場合は、一時見合わせ、校外での活動中の場合は、いつでも帰校できるよう準備します。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合
 - ① 原則として通常の授業や行事は行い、授業終了後には、速やかに帰宅します。
 - ② 校外学習については、発表後に出発する場合は延期または中止とします。校外での活動中の場合は、速やかに帰校します。
 - ③ 部活動は中止します。
 - ④ 校長が必要と判断した場合には、臨時休校とすることもあります。

6 その他

必要な情報は、随時学校メールで配信します。警報等発令時における学校への電話での問い合わせは、できるだけお控えください。